

無人航空機（ドローン）保守点検業務仕様書

奈良県広域消防組合

本仕様書は、奈良県広域消防組合警防部（以下「発注者」という。）において運用している無人航空機（ドローン）の保守点検業務について、必要な事項を定める。

1 業務名

無人航空機（ドローン）保守点検業務

2 履行期限

契約締結日翌日から令和8年3月31日まで

3 納入場所

奈良県橿原市慈明寺町149番地の3

奈良県広域消防組合消防本部 警防部警防課警防係

4 対象機体

MATRICE 30T 1機

5 保守点検内容

保守点検の内容は、DJI JAPAN 株式会社が提供する以下の定期点検サービスプランとする。

Premium プラン

6 一般事項

（1）実施方針

本業務の履行に際しては、発注者と綿密な連絡を取りながら効率的かつ迅速・適正に実施すること。

（2）点検時期

点検時期については、契約締結後に発注者と調整の上、実施すること。

（3）実施場所

本業務の履行に際して機体の持出しが必要な場合は、保守点検作業に必要な最低限度の期間とすること。なお、受注者は、発注者の事業所から外へ持ち出した保守点検対象製品は、善良なる管理のもと注意を払って保管すること。

（4）作業内容の報告等

ア 点検作業完了後、受注者は作業内容が分かる点検結果報告書（任意様式）を発注者に提出すること。

イ 点検時に、上記5「定期点検サービスプラン」で修繕等が必要となる場合は、速やかに発注者に報告し、修繕の可否について調整を行うこと。

（5）秘密の保持

受注者は本業務に関して、発注者が開示した情報（公知の情報等を除く。以下同じ。）

及び契約履行過程で知り得た情報を本業務の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講じなければならない。

(6) 契約不適合責任

受注者が実施した本業務の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない（以下「不適合」という。）場合において、当該不適合が検収の検査に合格した日から1年以内に発見されたものであるときは、発注者は、受注者に対して相当の期間を定めて当該不適合の修補を請求し、又はその修補に代え、若しくはその修補とともに、本契約の修補部分の該当金額内において損害の賠償を請求することができるものとする。

(7) 見積単位及び落札者決定の方法等

- ① 費用の総額を記載した消費税を含まない金額を記載した見積書を提出すること。
- ② 落札者の決定は、見積金額に消費税を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）をもって落札価格とするので、消費税にかかる課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
- ③ 見積金額には、本業務にかかる全ての費用（メーカーへの発送に係る経費など納入に関わる費用を含む。）を含めるものとする。

(8) 契約

使用する契約書にあっては、発注者の指定する様式を使用すること。

(9) 業務の完了

納入時に発注者が行う検査に合格することをもって業務の完了とする。

(10) 支払方法

受注者の業務完了後請求するものとし、発注者は受注者の適法な請求書を受理した日から30日以内に受注者の指定した口座に支払うものとする。

(11) その他

- ① 納入に際しては、実務に支障のないように発注者の指示に従うこと。
- ② 質疑回答書は、本仕様書の追補とする。
- ③ 契約後、受注者は速やかに見積明細書を提出すること。

(12) 疑義

本仕様書に疑義が生じた場合又は記載のない事項の取扱いについては、発注者及び受注者の間で協議の上、決定すること。